

兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

お子さん2人以上が同時に保育所等への入所・転所申請をする場合については、基本的に「施設の希望順位が低くても、全員が同じ保育施設を利用できる」ように利用調整をします。

しかし、利用調整の結果、「一人だけであれば入所・転所できる」または「別々の保育所等であれば入所・転所できる」ことが起こりえます。そのため、あらかじめ別紙「兄弟姉妹の同時申込み時の意向について」を記載していただき、意向を確認させていただきます。

記載内容は入所・転所の可否に影響しますので、内容をよく確認して記入してください。

重要 兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

令和 年 月 日

申込み児童	児童①	児童②	児童③
氏名			
生年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
申請区分	新規・1→2号・転所	新規・1→2号・転所	新規・1→2号・転所

兄弟姉妹の同時入所内定の原則
兄弟姉妹を同時に申請する場合(※以下、「入所」は「1→2号」、「転所」も含まれます。)
希望順位の高い施設から順に「同時に同じ施設に入所」ができる施設を優先し、利用調整(入所の可否の判定)を行います。

例1

○: 入所可	○	○	○
×: 入所不可	×	×	×

結果

第1希望	第2希望	第3希望
○	×	○
○	×	○

※同時に同じ施設に入所できる場合のみ内定
※希望順位が低い施設に入所できる場合は、希望順位の高い施設に優先して入所が内定される。

ただし、同時に同じ施設への入所が決まらない場合、または同じ施設への入所を希望されない場合は、下記の意向に沿って利用調整(入所の可否の判定)を行います。内容をご記入の上、設問①、②の点検枠について、それぞれ回答してください。

設問①: 全員回答してください。

兄弟姉妹のうち「1人だけ」入所ができる場合

第1希望	第2希望	第3希望
○	×	×
×	○	×

兄弟姉妹が同時に同じ施設に入所できる場合

※注意 1人でも入所を希望する場合、育児休業明けや復職予定での入所の場合、1人が入所した月のうちに就労を開始する必要があります。
就労が開始できない場合は入所取消となります。(転所は転所元の継続も不可)
・求職活動での入所の場合、1人が入所した月から3か月以内に入所を希望する必要があります。

別々に希望した施設に入所できる場合のみ内定
※1人で入所できない場合は全員不承諾

希望順位の通りに1人だけでも内定
※希望した児童のみ、希望順位の通りに内定
※希望した児童が入所できない場合は全員不承諾

※下の子の入所内定に伴い、育児休業からの復職を予定している場合などは、下の子を「指定する児童」にしてください。

指定する児童の氏名

設問②: 希望先が第2希望以上ある場合、転所申請者が1名でもいる場合は回答してください。

別々の施設への入所意向について

第1希望	第2希望	第3希望
○	○	×
×	○	×

兄弟が第1希望のみ、弟が第2希望のみ
入所可能な場合など

兄弟姉妹が同じ施設に入所できる場合のみ内定となります。
(転所申請は1人の転所決定によって兄弟姉妹が別々の施設になる場合は、全員不承諾)

希望順位の通りでよい
兄弟姉妹がそれぞれの希望順位の通りに別々の施設に内定となります。

希望順位以外に指定あり
希望順位以外で個別に希望がある場合は、下記に意向を記入してください。
(すべての意向を反映できない場合があります。)

(080401)

設問①では、「一人だけであれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

入所・転所不承諾になった児童の預け先について、あらかじめご検討の上で記載してください。

設問②では、「別々の施設への入所」の意向をお尋ねします。

どの施設に決まった場合であっても送迎ができるか、あらかじめご検討の上で記載してください。

※入所の翌月以降から転所申請ができます。ただし、兄弟姉妹を同じ施設に通わせたい場合は優先的に利用調整されるものの、すぐに転所できるとは限りませんのでご承知おきください。

(利用調整基準については18ページ)

よくある質問 ⑭

- Q 上の子の入所が決まったけど下の子が入所不承諾で育児休業から復職できません。上の子の入所はどうなるの？
- A 復職予定で入所申請するときは、入所月に復職することが必要です。復職しない場合、上の子は内定取消または退所となります。「一人だけでも入所・転所を希望する」場合は、入所不承諾になった場合のことをご検討の上で選択してください。